

瀬戸市文化事業の後援等に関する取り扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、瀬戸市（以下「市」という。）が文化芸術活動の健全な振興と育成を図るため、文化団体等の行う自主的な事業に対して、後援、推薦等（以下「後援等」という。）を行う場合の基準及び手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(後援等の区分)

第2条 市が行う後援等は全て名義貸与のみとし、区分は次によるものとする。

- (1) 後援 市が市民文化の向上を図るため当該事業の趣旨に賛同し奨励することができるもの
- (2) 推薦 市が演劇、映画等の作品について推奨することができるもの
- (3) その他 前2号の他市長が特に認めたもの

(後援等の許可基準)

第3条 市が後援等を行うことができる事業は、その目的及び内容が、広く市民の文化振興に寄与するものと認められる公共性の高い事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催（共催）するもの
- (2) 教育機関、報道機関、公共的団体その他公共的活動を目的として結成されたグループ、サークル等が主催するもので、行事の内容、入場料、会場等が妥当であると認められるもの
- (3) 過去に市名義の後援等の許可を受けて、相当な効果を挙げた実績のあるもの
- (4) その他市長が特に適当であると認めたもの

2 市は、事業が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、後援等を行うことができない。

- (1) 営利又は商業宣伝の意図があると認められるもの
- (2) 特定の宗教団体又は政党その他の政治団体の利害に関するもの及びそれらに利用されるおそれがあると認められるもの
- (3) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (4) 主催者が暴力団（瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるもの、暴力団員（瀬戸市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められるもの
- (5) その他市が後援等を行うことが不適當であると認めるもの

(後援等許可に関する事務)

第4条 後援等許可に関する事務は、その事業の内容に応じて地域振興部文化課が行うものとする。

(申請)

第5条 市の後援等を受けようとするものは、当該事業開催日20日前までに文化事業後援等申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

2 申請書には次の書類を添付するものとする。

(1) 収支予算書（入場料を徴収する事業の場合）

(2) 主催者役員名簿

(3) その他市長が指定するもの

（後援等の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を審査し後援等を許可する場合は、文化事業後援等許可通知書（様式第2号）を、後援等を許可しない場合は、文化事業後援等不許可通知書（様式3号）を申請者に通知するものとする。

（後援等の取り消し等）

第7条 市長は、後援等を許可した事業が事業実施前に第3条第2項の規定に該当することが判明した場合は、後援等の許可を取り消すものとする。

2 事業実施後に第3条第2項の規定に該当したことが認められた場合は、今後その事業に対する後援等を行わない。

（後援等名義の使用禁止）

第8条 市長の許可を受けずに印刷物等に名義を掲載してはならない。

2 後援等の許可を受けた者は、その名義を乱用してはならない。

（実績報告）

第9条 後援等の許可を受けた者は、事業終了後1か月以内に事業実績報告書（様式第4号）を、市長に提出しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、後援等の取り扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年6月15日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

この要綱は、令和2年2月20日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。